「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
（岐阜県指定第　2170401190 号）

当施設はご契約者に対して、指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当施設への入所は、原則として「要介護３から５」と認定された方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、介護保険による居宅サービスや生活支援サービス等を最大限利用しても、在宅生活が困難な者が対象となります。

ただし、「要介護１又は２」であっても、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等からの意見を踏まえ、介護保険による居宅サービスや生活支援サービス等を最大限に利用しても在宅生活が困難で、かつ、施設以外での生活が著しく困難であることについてやむを得ない事由があると認められる者である場合は、特例的に入所の対象となる場合があります。

１　施設経営法人

（１）法人名	社会福祉法人　はしま
（２）法人住所	岐阜県羽島市小熊町２丁目 750 番地
（３）電話番号	（058）394－1211
（４）代表者氏名	森川　貞秋
（５）設立年月日	平成 12 年 6 月 12 日

２　ご利用施設

（１）施設の種類	指定介護老人福祉施設 岐阜県指定第　2170401190 号
（２）施設の目的	社会福祉法人はしまが開設する介護老人福祉施設（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。
（３）施設の名称	特別養護老人ホーム　光輝苑
（４）施設の所在地	岐阜県羽島市桑原町東方２８７番地１
（５）電話番号等	（058）398－1811　（FAX）（058）398－1813 090－6398－0334　090－6398－0344
（６）管理者氏名	施設長　森川　晋孝
（７）当施設の運営方針	入所者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った指定介護福祉施設サービスの提供に努める。 施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立的な日常生活を営むことができるよう支援する。

地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努める。

（8）開設年月日　　平成 27 年 7 月 1 日

（9）入所定員　　50 人

3　居室の概要

（1）居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類		室数	備考
居室	1 階	15 室	短期入所用居室 15 室 101～118（全室個室）
			14.18 ㎡ 1 室　14.23 ㎡ 6 室　14.67 ㎡ 1 室 14.71 ㎡ 1 室　17.31 ㎡ 4 室　17.46 ㎡ 1 室 19.06 ㎡ 1 室
			静養室 1 室　面談室 1 室　食堂兼機能訓練室
	2 階	47 室	特養入所用居室 47 室 201～268 （個室 46 室、多床室（定員 4 名） 1 室）
			13.09 ㎡ 18 室　13.79 ㎡ 2 室　13.80 ㎡ 4 室 14.16 ㎡ 1 室　14.37 ㎡ 18 室　20.16 ㎡ 3 室 43.11 ㎡ 1 室
			静養室 2 室　面談室 1 室　喫茶コーナー 食堂兼機能訓練室
浴室	2 階	1 室	特殊浴槽 4 基
その他の設備		医務室 14.64 ㎡ 地域交流ホール 218.34 ㎡　監視カメラ	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

※ ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議の上、決定するものとします。

※ 当施設は、ご契約者の安全確保を目的に、施設共用部（廊下等）に監視カメラを設置しております。

4　職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

職種	実人数
管理者	1
医師	1
生活相談員	2
介護支援専門員	2
看護職員	3
機能訓練指導員	1
歯科衛生士	1
介護職員	２４
管理栄養士	1

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
１．医師	毎週１回
２．介護職員	早番　　6：30～15：30、7：00～16：00 日勤　　8：30～17：30 遅番　10：30～19：30、11：00～20：00 夜勤　17：00～ 9：00
３．看護職員	早番　　7：15～16：15 遅番　　9：00～18：00 上記以外は非常連絡体制
４．機能訓練指導員	日勤　　8：30～17：30

☆　土日祝祭日は上記と異なります。

5　当施設の提供サービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

（１）　利用料金が介護保険から給付される場合
（２）　利用料の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第３条）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常は９割ですが、８割又は７割の方もいます。）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食事

- 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）　朝食 7：30　　昼食 11：30　　おやつ 14：30　　夕食 17：30

② 入浴

- 入浴又は清拭を週 2 回以上行います。
- 寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- 個別機能訓練計画に基づき、計画的に実施します。

⑤ 健康管理

- 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うようにします。
- 清潔で快適な生活が送られるよう、適切な整容に対する援助を行います。

＜サービス利用料金（30 日あたり）＞（契約書第 5 条）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と食事・居住費に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービス利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金		176,700 円	197,700 円	219,600 円	240,600 円	261,300 円
2. うち介護保険から給付される金額	9 割	159,030 円	177,930 円	197,640 円	216,540 円	235,170 円
	8 割	141,360 円	158,160 円	175,680 円	192,480 円	209,040 円
	7 割	123,690 円	138,390 円	153,720 円	168,420 円	182,910 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1 割	17,670 円	19,770 円	21,960 円	24,060 円	26,130 円
	2 割	35,340 円	39,540 円	43,920 円	48,120 円	52,260 円
	3 割	53,010 円	59,310 円	65,880 円	72,180 円	78,390 円
4. 加算（自己負担分） ※自己負担の割合が 2 割の方の負担額は 2 倍に、3 割の方の負担額は 3 倍になります。		初期加算 900 円（1 日あたり 30 円） ※入所後 30 日間について加算（30 日を超えて入院された場合も含む） 看護体制加算Ⅰ 180 円（1 日あたり 6 円） 夜勤職員配置加算Ⅰ 660 円（1 日あたり 22 円） 個別機能訓練加算Ⅰ 360 円（1 日あたり 12 円） 栄養マネジメント強化加算 330 円（1 日あたり 11 円） サービス提供体制強化加算Ⅲ 180 円（1 日あたり 6 円） 科学的介護推進体制加算Ⅰ 40 円／月 協力医療機関連携加算 50 円／月 口腔衛生管理加算Ⅱ 110 円／月 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ 1 か月の総単位数×15.9%			
5. 自己負担額合計（3＋4） ※初期加算は除く	1 割	22,693 円	25,127 円	27,665 円	30,099 円	32,498 円
	2 割	45,386 円	50,254 円	55,330 円	60,198 円	64,996 円
	3 割	68,079 円	75,381 円	82,995 円	90,297 円	97,494 円

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆　ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合（6 日間まで）にお支払いいただく 1 日あたりの利用料金は下記の通りです。（契約書第 18 条、第 21 条）

1．サービス利用料金	2,460 円
2．うち、介護保険から給付される金額	2,214 円
3．自己負担額（1－2）	246 円

※自己負担の割合が 2 割の方の負担額は 2 倍に、3 割の方の負担額は 3 倍になります。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜居住費・食費（30 日あたり）＞

対象者		区分	居住費(個室)	居住費(多床室)	食費
世帯全員が市町村民税非課税者	生活保護・老齢福祉年金受給者	第 1 段階	11,400 円	0 円	9,000 円
	非課税年金を含む公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が 82.65 万円以下の方	第 2 段階	14,400 円	12,900 円	11,700 円
	非課税年金を含む公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が 82.65 万円超 120 万円以下の方	第 3 段階①	26,400 円	12,900 円	20,400 円
	非課税年金を含む公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が 120 万円超の方	第 3 段階②	29,400 円	15,900 円	42,600 円
上記以外の方		第 4 段階	40,800 円	28,950 円	51,000 円

（預貯金等の要件）

第 1 段階　：生活保護・老齢福祉年金受給者
第 2 段階　：預貯金等 650 万円以下
第 3 段階①：預貯金等 550 万円以下
第 3 段階②：預貯金等 500 万円以下
※夫婦世帯における配偶者の上乗せ分は 1000 万円。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。
利用料金：要した費用の実費

② 理容・美容

（理髪サービス）
月に 1 回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃り、洗髪）をご利用いただけます。
利用料金：1 回あたり（カットのみ）1,800 円から　※顔そり・パーマ・毛染めは別途料金

③ 貴重品の管理

ご契約者の貴重品を保管・管理するため、管理費として 1,000 円（月額）をいただきます。

○ 管理する金銭の形態：金融機関に預け入れている預金、現金
○ お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書及び現金
○ 保管管理者：施設長
○ 出 納 方 法：手続きは以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

④ レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望により、リクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき　　20 円

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

ティッシュペーパー　　60 円
テレビ使用料　　1,000 円（1 ヶ月）

※ おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。
ただし、ご契約者が入院された場合、1 週間相当分は当施設にて準備しますが、それ以降に関してはご家族様にて用意をお願いします。

※ 上記、日常生活に要する諸経費につきましては、入所者等の希望により必要なものを事業者が提供する場合に徴収します。

⑦ 契約書第 19 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金

1 日につき　　3,000 円

⑧ 入院中にかかる居住費（入院後 7 日目以降～退院日前日まで）

負担限度額に応じた居住費をいただきます。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第 5 条）

前記（1）（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア．窓口での現金払い（平日・土日ともに 8 時 30 分～17 時 30 分の間）
イ．指定口座への振り込み（**振り込み手数料はご契約者のご負担**となります。）
◎ぎふ農業協同組合　羽島北支店
普通口座　0011796
特別養護老人ホーム光輝苑　理事長　森川貞秋
◎大垣共立銀行　羽島支店
普通口座　1091640
社会福祉法人はしま　理事長　森川貞秋
◎十六銀行　北羽島支店
普通口座　1378410
社会福祉法人はしま　理事長　森川貞秋
◎ゆうちょ銀行　羽島郵便局
普通口座　記号 12490　番号 19613301
社会福祉法人はしま
◎岐阜信用金庫　羽島支店
普通口座　1185472
社会福祉法人はしま　理事長　森川貞秋
ウ．金融機関口座からの自動引き落とし
ぎふ農業協同組合の本店又は各支店のみ（自動引落手数料は免除）

（4）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者のご希望により下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関

医療機関の名称	羽島市民病院
所在地	羽島市新生町 3 丁目 246 番地
診療科	総合病院

協力歯科医療機関（往診）

医療機関の名称	羽島歯科医師会
所在地	羽島市福寿町浅平 3-106

6　施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。(契約書第 13 条)

① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立、要支援、要介護１、要介護２と判定された場合。
② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。

③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
⑤ 契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）。
⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）。

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、15 条）

契約の有効期間であっても、ご契約者から退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約し、施設を退所することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
② ご契約者が入院された場合。
③ 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
④ 事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合。
⑤ 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが 6 ヶ月以上遅滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
④ ご契約者が連続して 90 日を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合又は介護医療院に入院した場合。
⑥ 介護認定区分が、非該当（自立)、要支援、要介護１、要介護２となった場合
※要介護１、要介護２の認定を受けた方におかれましても、「やむを得ない事情」により、特養以外での生活が著しく困難であると判定された方には、引き続き特例的に特養への継続入所が認められる場合があります。
⑦ ご利用者の死亡

※ ご契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 18 条）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合は以下の通りです。

① 3 ヶ月以内の退院が見込まれる場合

入院をされた場合、3 ヶ月以内であれば退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院後 6 日以内に退院された場合は、所定の利用料金をご負担いただきます。（1 日当たり 246 円、自己負担割合が 2 割の方は倍額、3 割の方は 3 倍の額）入院期間が 6 日を超える場合は、負

担限度額に応じた居住費をご負担いただきます。
　また、入院により空きベッドが生じた場合、短期入所者に使用することがあります。その際、ご契約者の私物を施設にて管理し、短期入所者が退所後、現状に戻します。

② 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の入院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

（3） 円滑な退所のための援助（契約書第17条）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を速やかに行います。

○ 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介。
○ 居宅介護支援事業者の紹介。
○ その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介。

※ご契約者が退所後、自宅に戻られる場合には、居宅を訪問し相談援助を行います。その際の相談援助に係る費用として460円（自己負担割合が2割の方は倍額、3割の方は3倍の額）をご負担いただきます。

7　残置物引取人（契約書第20条）

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取られない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」にご連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引っ越しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。入所後も定められない場合は、残置物引取人は身元連帯保証人となります。

8　苦情の受付について（契約書第22条）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○　受付時間　　8時30分 ～ 17時30分
○　電話番号　　（058）398－1811

上記時間以外は、宿直者が対応します。また、苦情受付ボックスを設置しています。

○　苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、社会福祉法人はしま は【第三者委員】を設置しています。

保健医療関係：岩佐　充矩（医師）　　電話　058－392－8888
法律関係　　：山内　勝　（行政書士）電話　058－393－0630
社会福祉関係：伊藤　治夫（民生委員）電話　058－398－1306

（2）苦情発生時の対応

以下の流れで連絡を行う。

苦情受け付け　　全職員

↓

苦情受け付け担当者　　生活相談員　　渡部　志保　　花木　裕一

↓

苦情解決責任者　　施設長　　森川　晋孝

（3）行政機関その他苦情受付機関

羽島市役所高齢福祉課 （又はお住まいの地域の高齢福祉課）	所在地 電話番号/FAX 受付時間	羽島市竹鼻町 55 番地 （058）392－9932　/（058）394－0025 月～金（祝日除く）8：30～17：15
岐阜県国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号/FAX 受付時間	岐阜市下奈良 2 丁目 2 番 1 号 （058）275－9826　/（058）275－7635 月～金（祝日除く）9：00～17：00
岐阜県社会福祉協議会 岐阜県運営適正化委員会	所在地 電話番号/FAX 受付時間	岐阜市下奈良 2 丁目 2 番 1 号 （058）278－5136　/（058）278－5137 月～金（祝日除く）9：00～17：00
岐阜地域福祉事務所	所在地 電話番号/FAX 受付時間	岐阜市薮田南 5 丁目 14 番 53 号 （058）272－1930　/（058）278－3526 月～金（祝日除く）8：30～17：15

9　ハラスメントの対応

ハラスメントを防止することが介護サービスの円滑な利用につながるため、ハラスメントを許さないという基本方針のもと、下記の対応を行います。

（1）ハラスメント対応

身体的暴力	・身体的な力を使って、危害を及ぼす行為。 例：　コップを投げつける。叩く。つばを吐く。
精神的暴力	・個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。 例：　怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。
セクシャルハラスメント	・意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。 例：　必要もなく手や腕を触る。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。
・上記のような職員へのハラスメントは、固くお断りします。 ・ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。 ・事業所の快適性、安全性を確保するためにも、ご協力をお願いします。	

（2）ハラスメント担当者

ハラスメント受付担当者・相談窓口

介護指導員　渡部　志保
介護職員主任　加藤　章代
看護職員主任　古澤　勝美

↓

ハラスメント責任者　施設長　森川　晋孝

行政機関

岐阜県社会福祉協議会	所在地 電話番号/FAX 受付時間	岐阜市下奈良2丁目2番1号 （058）273－1111　/（058）275－4858 月～金（祝日除く）　9：00～17：00
岐阜労働局 総合労働相談コーナー	所在地 電話番号/FAX	岐阜市金竜町5丁目13番地　岐阜合同庁舎4階 （058）245－8124　/（058）245－2015
みんなの人権110番	電話番号 受付時間	0570－003－110 月～金（祝日除く）　8：30～17：15

１０　事故発生時・緊急時の対応

事故発生時・緊急時の対応については、下記の連絡体制により報告・連絡を徹底するものとします。また、事故については、事故対策がとられた後に事故報告書を作成することとします。

以下の流れで連絡を行う。

発見者・報告者（当日）　→　緊急時は救急車を要請

↓

生活相談員　→　家族
看護職員　→　主治医

↓

施設長　→　羽島市：高齢福祉課
岐阜県：高齢福祉課、岐阜地域福祉事務所

また、介護の対象である高齢者は、生活障害を有し日常生活の中で事故や緊急事態が起こりやすいことから、次のことに留意します。

① 応急措置に全力を尽くす。
② 家族及び関係市町村へ連絡する。
③ 必要時には協力医療機関へ搬送する。
④ 事故状況を正確に記録する。

１１　第三者評価の実施状況

当施設では第三者評価を実施しておりません。

１２　個人情報の使用に係る同意

（１）利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

（２）利用目的

① 介護保険における介護認定の申請、更新及び変更のため。
② 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報共有のため。
③ 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）その他社会福祉団体等との連絡調整のため。
④ 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合。
⑤ 利用する介護事業者（所）内のカンファレンスのため。
⑥ 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議。
⑦ その他サービス提供で必要な場合。
⑧ 上記各号に関わらず、緊急を要するときの連絡等の場合。
⑨ 当法人が作成する広報誌、ホームページ等への掲載。

（３）使用条件

① 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外には決して利用しない。また、利用者とのサービス内容に関わる契約の締結前からサービス終了後においても第三者に漏らさない。
② 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し請求があれば開示する。

令和　　年　　月　　日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設　光輝苑

説明者職名　生活相談員　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意します。

また、１２で定めた利用期間、利用目的、使用条件で個人情報を使用することに同意します。

契約者（入所者）　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿

署名代理人　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿

続　　柄＿＿＿＿＿

ご家族（身元連帯保証人）　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿

続　　柄＿＿＿＿＿

＜重要事項説明書付属文書＞

１．施設の概要

（１）建物の構造　　鉄骨造　　地上２階

（２）建物延べ床面積　　3,947.44 ㎡

（３）併設事業

施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]　　岐阜県指定第　2170401190 号　　定員 15 名

２．＜配置職員の職種＞

介護職員・・・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員・・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員・・・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助も行います。

機能訓練指導員・・ご契約者の機能訓練を担当します。

介護支援専門員・・ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

医師（嘱託）　・・　ご契約者に対して健康管理及び療養上の管理を行います。

３．契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン)」に定めます。

施設サービス計画（ケアプラン）の作成及びその変更は次のとおり行います。(契約書第 2 条)

①当施設の担当介護職員に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

↓

②その担当者は当施設の介護支援専門員を中心に、各専門職員と施設サービス計画の原案について協議し、ご契約者及びその家族に原案を説明し、同意を得た上で決定します。

↓

③施設サービス計画は、6 ヶ月に 1 回、もしくはご契約者及びそのご家族の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、ご契約者及びそのご家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

↓

④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

４．サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。

②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。

③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。

④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体を拘束する場合があります。

⑥事業者及びサービス従業者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

⑦事業者及びサービス従業者又は従業員は、ご契約者の人格を尊重するとともに、虐待防止及び人権擁護に配慮します。

５．施設利用の留意事項

当施設の利用にあたって、下記の事項お守り下さい。

（１）持ち込みについて

○日常生活上必要品（衣類等）

※紛失のおそれがありますので、その都度担当職員に申し出下さい。

○テレビ、ラジオ、電気毛布、電気あんか、電気シェーバー

※テレビは電気使用料として１ヶ月 1,000 円をご負担いただきます。

上記以外の物のお持ち込みをご希望される方は職員までご相談ください。

（２）面会

面会時間　　9：00～20：00

※来訪者は、必ず受付にてお名前と連絡先のご記入をお願いいたします。

※なお、来訪される場合は、アルコール類、生物の持ち込みはご遠慮ください。

（３）外出・外泊（契約書第 21 条）

外出、外泊される場合は、事前にお申し出下さい。

なお、外泊期間中、1 日につき 246 円（自己負担割合が 2 割の方は倍額、3 割の方は 3 倍の額）をご負担いただきます。（6 日間まで）

（４）食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

（５）施設・設備の使用上の注意（契約書第 9 条）

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合

には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（6）喫煙

施設内、全館禁煙となっています。

6．損害賠償について（契約書第 10 条、11 条）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。